

阪南テレワークステーション利用規約

阪南テレワークステーション（以下「本施設」という。）の利用者は、本施設を利用するにあたり、本規約を遵守するものとします。

（目的）

本施設を利用することで、多様な働き方を推進するとともに、関係人口・交流人口の拡大並びに起業者の育成及び支援を促進し、市民生活における仕事と生活の調和、新たな雇用の創出等に資することや、それぞれが自分らしい働き方・暮らし方を実現していくことを目的とします。

本施設の表示

名称：阪南テレワークステーション

愛称：サラダステーション「サラステ」

所有者：阪南市（以下「市」という。）

所在地：大阪府阪南市尾崎町35番地の1

（開館時間）

本施設の利用は、午前9時から午後5時までとします。ただし、市が必要と認める場合、臨時に開館時間を変更することがあります。

（休館日）

土・日曜日、祝日及び年末年始とする。ただし、市が必要と認める場合、臨時に休館し、又は開館することがあります。

（利用者区分）

本施設の利用者について、次の区分を用います。

- （1）個別ブース利用者とは、日額あたりの料金で利用する者のことをいいます。
- （2）会議ブース時間利用者とは、時間当たりの料金で利用する者のことをいいます。
- （3）会議ブース月利用者とは、月額料金で利用する者のことをいいます。

(使用料)

- (1) 本施設の使用料は、別表1のとおりとなります。
- (2) 使用料の支払方法は、現金払い又はクレジットカード決済となります。

(利用者以外の者の利用)

- (1) 利用者以外の者の利用を原則として禁止します。ただし、会議ブース月利用者が事業を行う上で必要がある場合、市に申出を行い協議の上、会議ブース月利用者以外の者が招聘した来客による本施設の利用を認めます。この場合、当該来客についても、条例等は適用され、当該来客に関する一切の責任については招聘した利用者が負うこととなります。
- (2) 上記の来客が2時間を超えて利用し続ける場合、来客1人につき、個別ブース利用者1人分と同等の使用料を、利用者にお支払いいただきます。

※「来客」とは、会議ブース月利用者が打合せ等の業務を行う目的として招き入れる者のことをいい、自身の業務を行う場合は、1人につき個別ブース利用者1人分と同等の使用料が必要です。

(コピー・プリントアウト・スキャン)

- (1) コピー・プリントアウトの料金は、別表1のとおりとします。
- (2) コピー・プリントアウト・スキャンは、利用者の責任の下で利用するものとし、何らかの原因で第三者に閲覧された場合等に発生する不利益に関して、市は一切責任を負いません。
- (3) 一度に大量のコピー・プリントアウトは、機器の故障の原因又は他の利用者への迷惑となるため、お控えください。

(権利義務の譲渡等の禁止)

利用者は、条例等により生じる一切の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

(利用上の禁止事項)

本施設の管理運営上、次に該当する場合、利用をお断りすることがあります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 本施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 暴力団関係者及びそれに関する事業を行うものと認められるとき。
- (4) 特定の思想・宗教の勧誘や布教行為を目的とした利用と認められるとき。
- (5) ねずみ講、マルチ商法、靈感商法、ネットワークビジネス等を目的とした利用と認められるとき。
- (6) 虚偽の広告・誇大広告を打ち出してのセミナー等の利用と認められるとき。
- (7) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の持込み。
- (8) その他本施設の管理運営上、支障があると認められるとき。

(利用上の注意事項)

本施設の管理運営上、次に該当する事項について、ご注意ください。

- (1) 本施設内における飲食は、飲み物（アルコール飲料を除く。）及び軽食のみ可能とします。ただし、他の利用者の迷惑となる可能性のある飲食物（香りの強い食事など）は禁止します。
- (2) 全面禁煙とします。
- (3) 本施設内で発生したごみは、市が指定する方法により廃棄してください。また、本施設内へのごみの持込みは禁止します。
- (4) イベント等の開催により、本施設の一部が利用できなくなることがあります。
- (5) サポート切れの OS 等のネットワークに接続することが望ましくない端末を用いての利用は、お断りする場合があります。
- (6) 本施設内の撮影は、可能です。ただし、他の利用者が映り込む場合は、当該利用者本人に許可を得て撮影をお願いします。また、画像をインターネット上や SNS 等に公開する場合は、特に周囲への配慮と注意をお願いします。
- (7) 貴重品は、ご自身で管理をお願いします。
- (8) 利用者は、本施設が複数の者が利用する形態の施設であることを理解し、他の利用者の迷惑とならないよう配慮してください。
- (9) インターネットの接続不良、設置機器の不具合、トラブル等により利用に支障が生じた場合でも、使用料の返金・損害の賠償等はできません。

(損害賠償等)

- (1) 利用者は、本施設内において市又は他の利用者若しくは第三者に損害を与えた場合、直ちに管理者にその旨を報告するとともに、損害を与えた者に対し、誠実に対処し、自ら責任を持って解決することとなります。

- (2) 利用者が本施設又は本施設内に設置された設備、備品等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な費用を負担していただきます。

(利用の許可の取消し等)

市は、次のいずれかに該当する場合、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止することができます。この場合において、利用者に損害が生じても、市はその賠償責任を負いません。また、本施設の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合も、取消し等ができます。なお、取消し等の場合において、利用者は、直ちに利用場所を原状に回復しなければなりません。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 本施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 本施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 条例及び規則の規定に違反したとき。
- (5) 虚偽の申請等の事実が明らかであると認められるとき。

(個人情報取扱)

個人情報は、阪南市個人情報保護条例、阪南市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、厳正・適切に取り扱います。

(免責事項)

次の掲げる事由により利用者が被った損害について、市は責任を負わないものとします。

- (1) 天災、地変その他市の責に帰することができない事故により、利用者が被った損害（インターネット接続による情報漏えいを含む。）
- (2) 本施設を利用したことによる人的・物的損害
- (3) 利用者同士又は利用者と第三者との間により被った損害
- (4) 本施設内の盗難・紛失
- (5) 駐車場内での事故・トラブル・盗難

(使用料等の変更)

物価、公租公課、近隣建物質料の変動により使用料等が不相当となったときは、使用料等を変更することがあります。

(規定外事項)

本利用規約に定めのない疑義が生じたときは、市と利用者間で誠実に協議し、その解決に当たるものとします。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行します。

別表 1

■使用料

区分	使用の単位	使用料
個別ブース	1日	500円
会議ブース	1時間	500円
会議ブース	1月	15,000円

■コピー・プリントアウト料

区分	使用の単位	使用料
コピー	1枚	10円
プリントアウト	1枚	10円